



# 学校事務の定数がSSWに横流し？

福岡市教育委員会は、10月2日に「国家戦略特区の提案が実現！全国で初めて学校事務職員定数を活用して、「拠点校スクールソーシャルワーカー」を採用します。」というタイトルの驚くべき発表を行った。

その内容は、福岡市が文科省に提案していた「学校事務職員の定数を活用して、SSWを配置できる見解が示されたことから、正規の学校事務職員として拠点校スクールソーシャルワーカーを募集・採用します。義務標準法上の教職員定数を活用したSSWの正規職員採用は、全国初です。」というものだ。

募集人数は7名。区毎に1名配置する。主な業務は、「支援が必要な児童生徒について、関係機関とのネットワーク構築・連携調整事務」「嘱託SSWへの指導助言・困難ケース対応支援、区会議の企画・運営」「就学援助申請の受付及び内容確認」。

受験資格は、社会福祉士又は精神保健福祉士の登録後にSSW業務への従事経験3年以上等。

## \*\*学校事務職員の定数の危機\*\*

福岡市の資料によると、市では既に全中学校に1人非正規雇用の担当SSWを配置しており、総計69人になる。その上に各区のSSWの取りまとめ役として正規雇用のSSWを採用するという計画だ。

10月2日に福岡市長がこの件について会見している内容を抜粋する。「それで、どういう今回、国家戦略特区でスキームを使ったかということですね、国から財政措置される教職員、これは数が限られているんですが、この国からの財政措置される教職員の中で、スクールソーシャルワーカーを任用できるそういう特区制度をですね、ぜひ使わせてほしいということの内閣府ならびに文科省とずっと交渉してきたわけです

ね。そうした中で、今回、文科省から正規の学校の事務職員として、スクールソーシャルワーカーを配置できるという見解が初めて示されたわけでございます。・・・国家戦略特区というのは、そもそもにおいて、いわゆる岩盤を打ち抜く、ドリルの歯となるというのが国家戦略特区の役割。そうしてうまくいった事例は全国に広げていこうということが国家戦略特区の大きな目的なわけですね」

福岡市教委担当者に聞くと「SSW7名の定数は、就学援助加配分をあてる。学校事務職員の定数を減らすわけではなく総額裁量制の中でやりくりする。正規採用SSWは、各学校で受け付けされた後の就学援助に関する業務を行う。」と教えてくれた。また2018年度から始まった「学校事務センター」については「春吉小学校に10名の正規採用学校事務職員を配置している。現在センターは中央区のひとつだけ。他校に勤務する事務職員も正規採用だ。他地区では、いわゆる共同実施は現在行われていない。手当認定は市教委で行っている」

国家戦略特区に関する質問には「この件で文科省での他の自治体職員が参加する会合で、市の立場で話をしたことがある。今のところこの件で他の自治体からの問い合わせはない」という回答だった。

全学労連との交渉の中で文科省は「これはSSWではなくて、あくまで事務職員」「主な従事業務の中に就学援助申請の受付及び内容確認があることが学校事務職員であることを担保する」と強弁している。

## \*\*やっぱり定数横取りだ\*\*

文科省は近年「チーム学校」という造語の下、教諭の抱える業務の軽減を目的にSSWやスクールカウンセラーの学校現場への正規雇用配置

を目指し予算要求を行っていた。しかし、その要求は毎度財務省に阻まれ実現せず、2018年度予算ではSSWで、一人あたり200万円不足（金額からして非正規雇用）の人件費を2500人分獲得しているに過ぎない。

2019年度の概算要求では、SSW1万人分をやっぱり非正規雇用で要求している。

この流れを考えると、文科省はSSWを新たに標準定数法に組み込むことはあきらめ、非正規SSWの配置拡大しつつ、非正規SSWの取りまとめ役の正規SSWを学校事務職員の就学援助加配分で採用していく方針に切り替えたのだろう。

文科省の「就学援助業務をするからSSWではなく学校事務職員だ」の言い訳は、いくらでも応用がきく。

例えば、教頭の業務を教務とそれ以外に切り分けて、実務的業務を行う教頭補佐的な職員を学校事務の定数で雇うこともできる。

現在学校事務職員が担っている業務の一部分を他の職種に行わせれば、学校事務の定数で採用できるという抜け道を「国家戦略特区」を利用して全国に広めることが可能になる。

共同実施や学校事務連携室で「他職種の業務を肩代わりすることが新しい学校事務の生き残りの道」と、なんでもかんでも業務を取り込み抱え込んできた人たちは、その行動が逆に自らの職の将来を暗くすることに利用されていることを自覚すべきだ。（濱）

## ★会計年度任用職員制度導入でどう変わる？★

2020年度から導入予定の会計年度任用職員制度、何がどう変わるかを考えてみる。

### \*\* 地公法改正による創設 \*\*

概要としては、下記の点が上げられる。

- ①特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化
- ②一般職の会計年度任用職員の創設
- ①については、昨年度の一斉調査により現状の非常勤講師等、任用形態ごとで会計年度職員

への移行可能かの見直しが行われ、導入までに決定する予定。

②については、フルタイムとパートタイムに分けられ、ボーナスや退職手当の支給、条件付き採用期間(1月)や人事評価の導入、パートタイムにおいては、ダブルワークも可能になる。

### \*\* イメージ的にはどうなるのか \*\*

イメージ的には、これまでの一般職非常勤と臨任の中間ぐらいの職（フルタイム）、より民間のアルバイト的な職（パートタイム）に分けて、臨任の業務を極力フルタイムに移行し、現状の非常勤業務をパートタイムに移行し民間的にする感じである。

そのため、パートタイムについてはボーナス等の支給もあり実質待遇改善のように見えるが、フルタイムについては、臨任任用の厳格化により臨任なみの業務を任せられ待遇が臨任より悪くなる、実質待遇改悪となる可能性が大きい。

また、パートタイムのダブルワークについても、そうしないと生活できない人たちの常用化と拡大を助長してしまう問題等が上げられる。

今後も制度の動向を注視し、問題点を洗い出し改善を要求していくことが必要と考えている。

## ★ボーナスカンパとQRコード★

ボーナスの時期にお願いしています「ボーナスカンパ」、JimJimの発行郵送料や組合運営に係る経費にカンパが必要です。皆様のご協力をよろしくお願いします。

また、今回JimJimのWeb版に直接アクセスできるよう、下記にQRコードを貼り付けてあります。まだ閲覧した事が無い方は、この機会に是非ご活用下さい(^\_^)/

(バックナンバーや、郵送していない号もアップしてあるよ(^\_^))

右のQRコードをスマホやガラケーでかざしてね(^o^)->>>>猫が待ってるよ



